

平成27年度
第1回木更津市史編集委員会

日 時 平成27年5月13日(水)
午後2時30分から
場 所 木更津市民総合福祉会館
2階 第1談話室

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 報告

報告1 木更津市史編集基本構想及び基本方針

報告2 平成26年度第4回木更津市史編集委員会議事内容

5. 議事

議題1 平成27年度木更津市史編集事業実施予定及び
進捗状況について

6. その他

7. 閉 会

報告1 木更津市史編集基本構想及び基本方針（別紙）

報告2 平成26年度第4回木更津市史編集委員会議事内容

(1) 木更津市史編集部会の設置について（別紙）

(2) 市史調査協力員の登録について（別紙）

(3) 平成27年度木更津市史編集事業公開講座について

「中世～戦国時代 江戸湾をめぐる武田氏―戦国時代の木更津と真里谷武田氏―」
の内容で開催することを了承

議題1 平成27年度木更津市史編集事業実施予定及び進捗状況について

(1) 平成27年度木更津市史編集事業公開講座について

演題【中世～戦国時代 江戸湾をめぐる武田氏―戦国時代の木更津と真里谷武田氏―】
講演会と文化財散策を実施する。講演会は、木更津港発展の契機となった木更津船
就航前（戦国時代）の港の様子や、当地を支配していた真里谷武田氏と本拠地の真里
谷等について発表する。

文化財散策は、講師とともに真里谷武田氏と深いかかわりのある真里谷城等を見学
して、当時の様子を肌で感じることでできる機会を提供する。

日時 9月5日（土）

◎講演会 9：40～12：00（開場9：00）

◎文化財散策 13：00～16：00

会場等 ◎講演会場

富来田公民館

◎文化財散策（予定）

真里谷城（木更津市少年自然の家キャンプ場）、妙泉寺、真如寺

講師 木更津市史編集委員会委員 川戸貴史 ほか

対象者 市内在住・在勤・在学（中学生以上）の方

公開講座記録集の編集・発行について

見学会を含めた内容で編集・発行する予定

木更津市史編集委員会日程

実施日程	内 容
平成27年度 第1回木更津市史 編集委員会(5月 13日)	平成27年度木更津市史編集事業実施予定及び進捗状況
第2回木更津市史 編集委員会(7月初 旬)	委嘱状(辞令)交付式 委員長、副委員長の選出について 市史編集に係る協議

第1回木更津市史編集委員会 出席者名簿

開催日時：平成27年5月13日(水) 午後2時30分～3時30分

会 場：木更津市民総合福祉会館 2階 第1談話室

	氏名	専門分野	出欠状況
1	なりた あつひこ 成田 篤彦	自然（動物生態学）	出席
2	しまだて りこ 島立 理子	民俗学、近代史	出席
3	すぎやま しげつぐ 梶山 林継	考古学、神道学	欠席
4	かねこ かおる 金子 馨	郷土史	出席
5	いけだ しのぶ 池田 忍	中世史・美術史・ジェンダー史	欠席
6	かわと たかし 川戸 貴史	中世史	出席
7	じつかた ゆうすけ 實形 裕介	近世史	出席
8	みうら しげかず 三浦 茂一	近代史	出席
9	いしい よしゆき 石井 良幸	郷土博物館金のすず館長	出席
10	ほりきり よしひこ 堀切 由彦	企画部次長	出席

(敬称略・順不同)

出席者：8名

平成27年度

第1回木更津市史編集委員会席次表

木更津市民総合福祉会館 2階 第1談話室

議長席(金子委員長)						
成田副委員長			三浦副委員長			
川戸委員			島立委員			
實形委員			石井委員			
				堀切委員		
今関課長	高澤教育長	鹿間部長	齊藤次長			
小高総括	寺原主事					
出 入 口	傍 聴 席 5名					
		□	□	□	□	□

木更津市史編集基本構想及び基本方針

平成27年3月策定

1. 策定の趣旨

木更津市基本構想「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」の実現を図るため、木更津市史編集の基本構想及び基本方針を策定し、新しい『木更津市史』（以下「『新版』」という。）を編集します。

本市の基本構想は、『人』『結ぶ』『創造』『躍動』の基本理念に基づき、「まちを支える人づくり」として先人たちから大切に受け継がれてきた木更津ならではの貴重な文化を大切に守りいかし、次世代に継承していくことで、市民がふるさとにより深い誇りと愛着を持てるまちづくりをめざします。

また「市民文化の充実」に示された、歴史・文化・芸術にふれあえる機会の提供等を通じて、市民生活にうるおいをもたらすとともに、郷土愛の醸成を図ることを目的としています。

木更津市は、定住・交流人口の増加や企業誘致の推進など、地域の活性化に大きく寄与する東京湾アクアラインをはじめ、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道が結節していることから、都心や羽田空港、成田空港などへのアクセス性に優れた地域特性を備えています。

また、かずさDNA研究所などのバイオ先端技術産業分野の研究開発拠点等が整備されたかずさアカデミアパークや、大学・高等専門学校と6つの高等学校など研究・教育環境も充実しています。

その一方で、東京湾最大級の盤洲干潟や豊かな緑が広がる上総丘陵、金鈴や飾大刀など国の重要文化財に指定される金鈴塚古墳出土品、木更津港を中心に花開いた江戸前文化など、様々な地域資源を有しています。

こうした木更津市基本構想の実現を図るとともに、地域的特性や地域資源など木更津市の魅力をあらわし、後世の市民に誇ることのできる『新版』を編集します。

2. 『新版』の編集の目的

『新版』の編集の目的は以下のとおりとします。

- (1) これまで、戦後の混乱期を乗り越え、市制施行10周年にあたる昭和27年度に『木更津郷土誌』（以下「『郷土誌』」という。）を刊行しました。その後、昭和47年度の市制施行30周年に『木更津市史』（以下「『旧版』」という。）、旧富来田町と合併後の市制施行40周年をむかえた昭和57年度に『木更津市史富来田編』（以下「『富来田編』」という。）を刊行しました。そして、平成24年度には、『新版』の編集の先がけとして、市制施行70周年記念『図説 木更津のあゆみ』（以下「『木更津のあゆみ』」という。）を刊行しております。しかしながら、『郷土誌』『旧版』『富来田編』『木更津のあゆみ』は、自然・文化・歴史をコンパクトにまとめたものであり、全てのデータを網羅したものではありませんでした。
東京湾に面して立地し、古くから海上交通の要衝として栄えてきた木更津市は、国際的な交流都市として、多くの資料が残されています。こうした資料を最新の学問成果に基づいた全国的視点に立った『新版』の編集を進めます。
- (2) 『新版』の編集は、『木更津のあゆみ』の成果と、新たに調査し、収集する資料をもとに本市基本構想の目標年次にあたる平成42年度（西暦2030年）にかけて事業を遂行します。
- (3) 『新版』の編集は、市内の地域的特性を踏まえ、市民の地域的連帯感やふるさと意識、市民意識の高揚を図り、今後のまちづくりにいかします。
- (4) 『新版』を刊行して、本市の伝統文化・歴史を再確認し、文化的・歴史的遺産の散逸・消滅を防ぐとともに、それらを次世代に受け継ぎながら木更津市の発展と文化の向上に寄与します。
- (5) 『新版』を刊行して、豊かな自然を再確認し、環境への関心を高め、自然と共生した潤いある生活にいかします。

- (6) 『新版』の編集をとおして、本市の歴史・文化・自然に関する情報を全国へ発信し、魅力ある木更津を紹介します。

3. 『新版』の編集の方針について

『新版』の編集は、以下の基本的な方針に基づき行うこととします。

- (1) 昭和27・47・57年度及び平成24年度に刊行された『郷土誌』『旧版』『富来田編』及び『木更津のあゆみ』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み編集します。
- (2) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される『新版』を編集します。
- (3) 各分野の専門家の執筆により、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい『新版』を編集します。
- (4) 写真や図版を多く取り入れるほか、デジタルコンテンツ等のニューメディア（以下「デジタルコンテンツ等」という。）を活用して『新版』の編集に取り組み、広く市民が親しみやすかつ利用しやすい『新版』を編集します。
- (5) 木更津の地域的、経済的、歴史的、文化的な特性に配慮し、地域に生きる人々の視点を踏まえながら編集します。
- (6) 資料は、市内の状況を踏まえながら市内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承や年中行事など無形のものにも配慮して収集します。
- (7) 編集の過程で調査、収集した資料は、適正に保存、管理するとともに、郷土博物館金のすずにおける展示や講演会、木更津市史編集事業公開講座などあらゆる機会を通じて、広く市民に公開して活用に努めます。

4. 『新版』の内容、構成について

- (1) 『新版』は、木更津市の歴史を通史的に記述する「通史編」、基本史料をまとめた「史料編」、海や山地、町などの生活や信仰、年中行事に関する風俗慣習など地域の特性や地域相互の関連性を明らかにする「民俗編」、木更津の特徴ある自然を記録する「自然編」で構成し、以下のような内容で編集します。
 - ア. 通史編は5冊（「原始・古代編」「中世編」「近世編」「近代編」「現代編」）とし、時代区分及び主な内容は別表1のとおりとします。
 - イ. 史料編は8冊（「考古編1」「考古編2」「古代・中世編」「近世編1」「近世編2」「近現代編1」「近現代編2」「指定文化財編」）とします。
 - ウ. 民俗編は総論1冊、資料編は市内を合併前の旧町村（木更津、金田、岩根、中郷、清川、真舟、波岡、鎌足、富来田）に区分して地区ごとの報告書を編集し、無形民俗文化財についてはデジタルコンテンツ等を活用して編集します。また、総論の主な内容は別表2のとおりとします。
 - エ. 自然編は総論1冊、資料編はデジタルコンテンツ等を活用して編集し、総論の主な内容は別表3のとおりとします。
- (2) その他の刊行物及びデジタルコンテンツ等を活用したものを以下のような内容で編集します。
 - ア. 資料目録・索引は4冊とし、通史編、史料編、民俗編及び自然編（以下「本編等」という。）の刊行後に編集します。
 - イ. デジタルコンテンツ等の作成は民俗編で3編（国の記録選択無形民俗文化財「中島の梵天立て」千葉県指定文化財「木更津ばやし」木更津市指定無形民俗文化財「桜井の獅子舞と市内の獅子神楽」）、自然編で3編（「大地・気候」「植物」「動物」）とします。

ただし、市史編集委員会においてデジタルコンテンツ等の作成の対象を追加する場合は、別に協議します。
 - ウ. 本編等に掲載した写真や図版を活用したWeb版『木更津市史』を作成します。

エ. 定期刊行物として、調査・収集した資料を公表するための『木更津市史研究』と『木更津市史編集事業公開講座記録集』を編集します。

(3) 本編等の発行部数、有償、無償の別及び価格等については、発行の都度、別に定めます。

5. 編集期間及び刊行計画について

(1) 編集期間は、本市基本構想の目標年次にあたる平成42年度（西暦2030年）を目途に実施します。

(2) 刊行計画は、別表4のとおりとします。

6. 市史編集組織について

(1) 編集にあたっては、『新版』の内容や刊行計画、編集方針などを審議する市史編集委員会を中心に、資料調査及び執筆など具体的に活動する部会を設置して、『新版』の編集を行います。

(2) 部会は、別図1のとおりとします。

(3) 学校や研究機関あるいは個人の郷土研究者など、木更津の自然や歴史に関して深い学識を有する方々から、編集についての指導、助言や連携を得られるよう開かれた組織体制を取ることを考慮します。

7. 市民協働について

『新版』の編集にあたっては、生活する市民の視点から編集を行うため、以下の方針により市民協働を進めるものとします。

(1) 市民や地域、学校や研究機関などと協働し、豊かな自然を再確認し、歴史を掘り起こすことに努めます。

(2) 市民や地域、学校や研究機関などと連携して木更津市史編集事業の普及に努めるとともに、次世代に向けた人材育成を図ります。

8. その他

『新版』の内容及び構成、あるいは編集期間または刊行計画などは、資料の収集状況や資料調査の進捗状況、財政状況などを勘案して見直しを図ります。

別表1 『木更津市史』通史編刊行内容

原始・古代編	2編に分けて構成し、第1編は旧石器時代から古墳時代の前方後円墳が終焉するまでの日本の成り立ちと、房総半島での木更津の位置付け。第2編は天皇を中心に律令に基づく国家運営が萌芽し始める飛鳥時代頃から奈良・平安時代を中心に、特定の貴族や寺社が領有する荘園、国府が支配する公領が成立する荘園公領制が始まるまでの政治・社会・文化などの諸様相の中での木更津について記述します。
中世編	荘園公領制の成立した11世紀の終わり頃から、1590(天正18)年の豊臣秀吉による小田原合戦を経て全国統一するまでを関東の中で木更津の位置づけを意識しながら、鎌倉時代、南北朝・室町時代、戦国時代の3編に分けて構成し、鎌倉幕府と房総武士団のかかわりや、庶民、江戸湾の物流と湊町をめぐる争い、真里谷武田氏や戦国大名に成長した里見氏などを記述します。
近世編	徳川家康の関東入府から、江戸時代を中心にして幕末までを、領主支配の諸相、村や町の様子、海浜・山野・河川での人々の営み、漁業や農産加工業、交通や物資の流通、さまざまな身分と人々の日々の暮らしや信仰、文学や美術などについて記述します。また木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。
近代編	明治維新の変革期から、明治、大正、昭和(太平洋戦争まで)の3編に分けて構成し、政治、行政、産業・経済、社会・文化、教育、市民の暮らし、戦争、文学や美術などについて記述します。また木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。
現代編	昭和(戦後)、平成の2編に分けて構成し、政治、行政、産業・経済、社会・文化、教育、市民の暮らし、文学や美術などについて記述します。また木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。

別表2 『木更津市史』民俗編 総論刊行内容

民俗編	木更津、金田、岩根、中郷、清川、真舟、波岡、鎌足、富来田の旧町村に区分して、地区ごとの特性や地域相互の関連性を明らかにします。また、海や台地、町などの生活の舞台、さらに①町村制、②族制、③生産と生業、④交通・交易、⑤衣・食・住、⑥人の一生、⑦信仰、⑧年中行事、⑨祭と芸能(口承文芸含む)、⑩遊びと娯楽、⑪方言などのテーマを設定して記述します。
-----	---

別表3 『木更津市史』自然編 総論刊行内容

自然編	木更津の大地誕生以来の地域の地質、地形などの変遷と現況を記述します。また、原始・古代から人間の営みと自然がどのように関わり、現在の自然が形成されたかを外来種の侵入・拡散の状況も含めて、河川、海浜、山間部などの環境別に区分して①気候、②大地、③植物、④動物、⑤人と自然などのテーマを設定して記述します。
-----	--

別表4 『木更津市史』刊行計画

※ ー ー ー は、事前調査および、経過観察調査。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	
他自治体市史編集状況調査																							
木更津市史編集基本構想の策定																							
市史編さん室設置																							
市史編さん室の解散																							
部会長・部会委員の選定																							
部会の設置																							
市史調査協力員募集・登録																							
『市史研究』																							
自然編(総論)																							
自然編(資料編)																							
史料編1(考古編1)																							
史料編2(考古編2)																							
史料編3(古代中世編)																							
史料編4(近世編1)																							
史料編5(近世編2)																							
史料編6(近現代編1)																							
史料編7(近現代編2)																							
史料編8(指定文化財編)																							
通史編1(原始古代編)																							
通史編2(中世編)																							
通史編3(近世編)																							
通史編4(近代編)																							
通史編5(現代編)																							
民俗調査報告書1～9																							
民俗編(総論)																							
民俗・芸能デジタルコンテンツ作成																							
目録・索引1～4(通史・史資料編)																							
Web版作成																							
刊行物数(Web公開も含む)					1			1	3	1	3	2	1	3	2	1	2	3	9				

※刊行物は『木更津市史研究』を除く。

別図1 木更津市史編集部会

考古部会
古代部会
中世部会
近世部会
近現代部会
民俗部会
自然部会
デジタル作業部会

(1) 木更津市史編集部会の設置について

(設置)

第1条 木更津市史（以下「市史」という。）編集にあたり、編集に必要な資料の収集、調査研究及び執筆等（以下「調査等」という。）を行うため、木更津市史編集部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は次に掲げる専門の部会で組織されるものとし、専門の部会を必要に応じて置くものとする。

- (1) 考古部会
- (2) 古代部会
- (3) 中世部会
- (4) 近世部会
- (5) 近現代部会
- (6) 民俗部会
- (7) 自然部会
- (8) デジタル作業部会

(組織)

第2条 部会は部会長及び部会委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は市史編集に関する識見の高い者のうちから、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(部会長)

第3条 専門の部会ごとに部会長を置く。

2 部会長はそれぞれ専門の部会を代表し、その会務を総理する。

3 部会長に事故があったとき又は部会長が欠けたときは、教育委員会が部会委員の中から職務を代理する者（以下「代理者」という。）を選任する。

(委員証の交付)

第4条 教育委員会は委員等に木更津市史編集部会（長・委員）証（別記第1号様式。以下「委員証」という。）を交付し、委員等は調査等を行うときは委員証を携行しなければならない。

(任期)

第5条 委員等の任期は2年とする。ただし、継続して委嘱することができる。

2 部会長が欠けた場合における代理者の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持)

第6条 委員等は調査等において知り得た個人情報又は資料を管理する者の同意を得られない情報について、他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。委員等を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 部会長は部会を円滑に運営するため、教育委員会または木更津市史編集委員会（以下「編集委員会」という。）委員長の求めに応じて会議を開くものとする。

2 会議は部会長及び教育委員会職員が出席するものとし、前項の規定に基づき編集委員会委員長の求めに応じて開く場合は、市史編集委員会委員も出席する。

3 会議の議長は、部会長が行う。

(身分)

第8条 委員等は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、教育委員会が行う。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は平成 年 月 日から施行する。

(別記第1号様式)

(表)

木更津市史編集部会（長・委員）証	
氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>
(委嘱期間 年 月 日 ～ 年 月 日)	
上記の者に、木更津市史編集部会（長・委員）として委嘱します。	
年 月 日	
木更津市教育委員会 ㊞	

(裏)

(注意事項)
次に掲げる場合は、木更津市史編集部会（長・委員）証を木更津市教育委員会へ返却してください。
(1)木更津市史編集に係る調査等が終了したとき
(2)木更津市史編集部会（長・委員）の委嘱期間が終了したとき
(3)木更津市史編集部会（長・委員）の辞退を申し出るとき
(連絡先)
〒
木更津市教育委員会
電話

(2) 市史調査協力員の登録について

(趣旨)

第1条 新たな『木更津市史』の編集に係る事業（以下「市史編集」という。）は、木更津市史編集基本構想及び基本方針に基づき、木更津市史調査協力員（以下「市史調査協力員」という。）を登録して市民協働で市史編集を進める。

(活動の内容)

第2条 市史調査協力員は次に掲げる活動を行う。

- (1) 市内の歴史、民俗、自然に係る調査の補助
- (2) 史資料目録作成、記録（撮影、実測、翻刻等）作業の補助
- (3) 史料の保存・修復に係る作業の補助
- (4) その他木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要とする活動

(登録の条件)

第3条 市史調査協力員の登録条件は次に掲げるものとする。

- (1) 市内在住・在勤・在学の者で、活動場所へ自力により集合できる者。ただし、在学の場合は義務教育課程に就学中の者は除く
- (2) 木更津市の歴史・民俗・自然に関心が有る者

(登録の手続き)

第4条 市史調査協力員の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、市史調査協力員登録申請書（別記第1号様式）により申請する。

(登録証の交付)

第5条 教育委員会は前項の規定に基づく申請があったときは、申請者に市史調査協力員登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を交付して市史調査協力員を登録（以下「登録者」という。）する。

2 登録者は第2条に基づく活動を行うときは登録証を携行しなければならない。

(登録者の管理)

第6条 教育委員会は市史調査協力員登録者名簿（別記第3号様式）を作成して、登録者を管理する。

(登録期間)

第7条 市史調査協力員の登録期間は次に掲げる場合を除き市史編集の終了するまでとする。

- (1) 市史編集の進捗により、教育委員会が登録者の登録を取り消すとき
- (2) 市史調査協力員辞退届（別記第4号様式）で登録辞退の申出があったとき

(研修)

第8条 登録者に対し、第1条の趣旨を達成するために必要な研修を行う。

(経費)

第9条 教育委員会は第2条に基づく活動により生じた事故に起因する損害に対応するための損害保険料を負担する。

(秘密保持)

第10条 登録者は、第2条に基づく活動において知り得た情報について、他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。また登録を取り消した後も、同様とする。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、教育委員会が決定する。

附則

この規程は平成 年 月 日から施行する。

(別記第1号様式)

木更津市史調査協力員登録申請書

(あて先) 木更津市教育委員会

氏名 印

木更津市史調査協力員に関する規程第3条に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請日	年 月 日		
ふりがな 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住所	〒 (電話番号) 自宅・携帯・FAX (メールアドレス)		

(別記第2号様式)

(表)

木更津市史調査協力員登録証
氏名
上記の者を、木更津市史調査協力員に登録します。
年 月 日
木更津市教育委員会 印

(裏)

(注意事項)
1 木更津市史調査協力員に関する規程に基づく活動は、木更津市史編集部 会委員の指示に従って行ってください。
2 次に掲げる場合は、木更津市史調査協力員登録証を木更津市教育委員会 へ返却してください。
(1)木更津市史編集の進捗により、木更津市教育委員会が登録者の登録を取り 消すとき
(2)木更津市史調査協力員登録辞退届で登録取消を申し出るとき
(連絡先)
〒
木更津市教育委員会
電話

(別記第3号様式)

市史調査協力員登録者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	住所	連絡先	登録年月日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日

(別記第4号様式)

年 月 日

木更津市史調査協力員登録辞退届

(あて先) 木更津市教育委員会

氏名

印

木更津市史調査協力員に関する規程第7条第2号に基づき、次のとおり木更津市史調査協力員を辞退します。

ふりがな 登録者氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住所	〒 (電話番号) 自宅・携帯・FAX (メールアドレス)		
辞退の理由			